

記者発表（資料配布）				
月日	担当課・班	TEL	発表者名（担当班長名）	同時配布
1月20日(木) 16:00	観光企画課 企画調査班	078-362-3871 (内線 3799)	観光局観光企画課長 東尾憲秀 (企画調査班長 菅原崇行)	なし

**ふるさと応援！ひょうごを旅しようキャンペーン+（プラス）
香川県におけるまん延防止等重点措置適用にかかる取扱い**

このたび、観光庁において、地域観光事業支援（需要創出支援）（いわゆる県民割事業）について、まん延防止等重点措置が適用された場合、同事業の活用を停止する旨の運用変更が決定されました。（観光庁「地域観光事業支援（需要創出支援）の運用変更について」令和4年1月19日付）

ひょうごを旅しようキャンペーンの香川県との相互利用については、1月21日(金)から、香川県にまん延防止等重点措置が適用されるため、下記のとおり取扱いとなります。

なお、今後、兵庫県その他の隣接府県において、まん延防止等重点措置が適用された場合、原則適用日から同様の取扱いとなる見込みですので、あらかじめご留意ください。

記

1 利用停止（支援対象外）となる旅行・宿泊

令和4年1月27日以降の香川県民の旅行・宿泊（既存予約を含むすべて）

※ 本来、まん延防止等重点措置適用日（1月21日）から利用停止となるところ、今回は1月26日までに出発する旅行は除外する（利用可とする）経過措置が設けられています。

2 内 容

- (1) 宿泊旅行にあつては、1月26日までに出発（チェックイン）する旅行については、1月27日までにチェックアウトする旅行は支援対象となります。
- (2) 1月26日までに出発（チェックイン）する旅行の場合でも、1月28日以降にまたがる旅行はすべて支援対象外となります。
- (3) 日帰り旅行は、1月26日中に帰着する旅行は支援対象になります。
- (4) 「ふるさと応援旅クーポン」は、1月26日チェックイン時配布分までは、有効期限内（チェックイン日の翌々日まで）において使用可能です。
- (5) キャンセル料が発生した場合は、事業者が定める約款や条件書等に記載されるキャンセルポリシーに基づき、利用者の負担となることを公表しています。本キャンペーンにおけるキャンセル料の補填はありません。

香川県「新うどん県泊まってかがわ割」についても利用停止となります。詳しくは、香川県の発表、キャンペーンサイトをご覧ください。

[問い合わせ先]

ふるさと応援！ひょうごを旅しようキャンペーン統括事務局 電話 078-599-7752
(各日 10:00～17:00)